別表第15の1の4の注1中「注2」の下に「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同1の4の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注2を同1の4の注3とし、同1の4の注1の次に次のように加える。

2　ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第15の1の4の次に次のように加える。

1の4の2　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位

注　視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の4に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

別表第15の1の5のイの(1)中「4人以下」を「2人以下」に、「336単位」を「672単位」に改め、同イの(9)を同イの(11)とし、同イの(2)から(8)までを同イの(4)から(10)までとし、同イの(1)の次に次のように加える。

(2)　夜間支援対象利用者が3人	448単位
(3)　夜間支援対象利用者が4人	336単位

別表第15の1の5の注1中「（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。）」を削り、同1の5の注3中「、夜間支援対象利用者の数に応じ」を削り、同15の1の6を次のように改める。

1の6　重度障害者支援加算	360単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

別表第15の1の7の注1中「（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。注2において同じ。）」を削り、同1の7の注2中「生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者」を「生活介護等利用者」に、「当該障害福祉サービス等を利用」を「これらのサービスを利用することができないとき又は就労」に改め、同15の3の2のロ及び同15の5のロ中「又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」を削り、別表第15の9の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8まで（1の2及び1の3を除く。ロの(1)及び10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8まで（1の6を除く。ロの(2)及び10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第15の9の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）の一部を次のように改正し、第一の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）」を削り、「下欄の割合を乗じた額」の下に「に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五」を加え、同号イ中「八三、六六〇単位」を「八四、〇七〇単位」に、「三三、一二〇単位」を「三三、七三〇単位」に改め、同号ロ中「六三、八七〇単位」を「六六、七三〇単位」に、「三三、一九〇単位」を「三三、三七〇単位」に改め、同号ハの(1)から(3)まで中「四四、二三〇単位」を「四六、三三〇単位」に、「三二、二二〇単位」を「三三、五〇〇単位」に、「二四、九〇〇単位」を「二五、九二〇単位」に、「一九、八九〇単位」を「二〇、七〇〇単位」に、「一三、六〇〇単位」を「一四、一四〇単位」に、「二四、五七〇単位」を「二五、七四〇単位」に、「一七、九〇〇単位」を「一八、六三〇単位」に、「一三、九九〇単位」を「一四、五七〇単位」に、「一〇、八三〇単位」を「一一、二六〇単位」に改め、同号ハの(4)中「(一)から(四)まで」を「(一)から(三)まで」に、同(4)の(一)中「(一)から(五)まで」を「(一)及び(三)」に、「三、六七〇単位」を「三、八一〇単位」に改め、同(4)の(二)中「一五、〇五〇単位」を「一五、七七〇単位」に、「九、五七〇単位」を「九、九六〇単位」に、「七、四六〇単位」を「七、七七〇単位」に改め、同(4)の(三)中「三、六七〇単位」を「三、八一〇単位」に改め、同(4)の(四)及び(五)を削り、同号ニの(1)中「二九、三〇〇単位」を「三三、二四〇単位」に、「二五、五八〇単位」を「二五、五八〇単位」に、「二六、九六〇単位」を「二九、二四〇単位」に、「二六、五九〇単位」を「二四、二八〇単位」に、「二六、〇一〇単位」を「二八、一六〇単位」に改め、同ニの(2)中「七、五二〇単位」を「八、五四〇単位」に改め、同ニの(3)中「一九、一三〇単位」を「二一、七〇〇単位」に、「二五、八八〇単位」に、「一八、〇一〇単位」に、「一四、一八〇単位」に、「九、六〇〇単位」に、「一〇、九〇〇単位」に、「七、五二〇単位」を「八、五四〇単位」に、「一六、〇一〇単位」を「一八、一六〇単位」に改め、同ニの(4)を次のように改める。

(4)　共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）　二、三五〇単位

第二号ホ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(3)まで」に、同ホの(1)中「(2)から(4)まで」を「(2)及び(3)」に、「二五、〇七〇単位」を「二五、九六〇単位」に、「一八、二六〇単位」を「一八、九一〇単位」に、「二二、四六〇単位」を「二二、九一〇単位」に、「八、〇〇〇単位」を「八、二八〇単位」に、「六、三三〇単位」を「六、五四〇単位」に、「五、五七〇単位」を「五、七七〇単位」に、「一一、五四〇